

高福第 2048 号
令和元年 6 月 27 日

各高齢者施設 } 管理者 様
各通所介護事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検状況のフォローアップ調査に
ついて (依頼)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ブロック塀等の安全点検及び安全対策の実施については、既に平成 30 年 6 月 27 日付け高福第 1684 号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長通知及び平成 30 年 9 月 28 日付け高福第 771 号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長通知によりお願いしておりますが、このたび、厚生労働省より令和元年 6 月 11 日付けで再度フォローアップ調査の依頼がありました。

については、次に該当する施設・事業所においては、ブロック塀の安全点検及び調査票の提出をお願いします。

1 ブロック塀等の安全点検について

平成 30 年度にブロック塀等の安全点検を実施していない施設・事業所においては、「(参考 1) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」及び「(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー」を参照の上、安全上の問題がないか点検を実施してください。

なお、安全点検の確認に当たっては、貴施設の各種管理規定に基づき行ってください。

また、安全性に問題があった場合は関係部局・機関と十分連携の上、利用者や周辺住民の方に対し安全性に問題のある箇所に近づかないよう注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくようお願いします。
(前回通知の際に点検済みの場合は、対応不要です。)

2 調査票の提出について

次に該当する施設・事業所は「調査票」を提出してください。

(1) 前回調査においてブロック塀等の安全性に問題があった施設

県で把握している対象施設・事業所は、個別に連絡をします。ブロック塀等の安全対策の実施状況について回答願います。

(2) 今回、前記1の点検においてブロック塀等の安全性に問題が見つかった施設・事業所

「調査票」により回答願います。

※今回点検を行った結果、安全性に問題がなかった施設・事業所については「調査票」の提出は必要ありません。

3 「調査票」様式について

下記の掲載場所から「調査票」をダウンロードし、メール又はファクシミリによりご回答ください。

提出様式掲載場所

介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

「書式ライブラリー」

> 「11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策」

> 「防災関係（調査・照会）」

4 回答期限

令和元年7月2日（火）

5 提出先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

メール：asubesuto.kourei.4k2d@pref.kanagawa.jp

ファクシミリ：045-210-8874

6 留意事項

同一敷地内で複数の施設を運営している場合は、ブロック塀等の位置関係や施設の利用実態に応じて、いずれか1つの施設名でご回答ください。

問合せ先

高齢福祉課

福祉施設グループ 浅田 電話 045-210-1111 内線 4852

保健・居住施設グループ 岡崎 電話 045-210-1111 内線 4857

在宅サービスグループ 辻 電話 045-210-1111 内線 4842

事務連絡
令和元年6月11日

各都道府県民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局高齢者支援課

社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況についての
フォローアップ調査について（依頼）

社会福祉施設等におけるブロック塀等（組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）又は補強コンクリートブロック造の塀）については、「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて」（平成30年9月14日付け事務連絡。参考資料1）に基づき、安全性に問題のあるブロック塀等を有する施設等の実態調査を実施しました。

調査結果については、「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認結果と安全対策の徹底について」（平成30年12月17日付け事務連絡。参考資料2）において公表したところです。

また、これに併せて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定（※1））を踏まえ、2019年度までに速やかにブロック塀等の改修等を行うことにより改善を図るよう依頼し、また、この進捗状況についてフォローアップを定期的に行い、その結果を公表することをあらかじめ連絡していました。

この間、当省としても、同緊急対策に基づき、ブロック塀等の改修整備に集中的に取り組むため、平成30年度第2次補正予算及び令和元年度当初予算において所要の額を計上し、補助金等による後押しをしているところです（※2）（参考資料3）。

こうしたことを踏まえ、今回、ブロック塀等の安全対策（改修、再整備、撤去）の進捗状況についてフォローアップを行いますので、別紙様式に沿ってご提出をお願いします。

※1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（抜粋）

第3章 各項目の主な具体的措置

Ⅰ.防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
・社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）

第4章 対策の期間及びフォローアップ

本対策の期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間とする。

本対策の期間中から進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとする。

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び

2020 年度（平成 32 年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

※2 ブロック塀等改修整備にかかる厚生労働省の補助制度

地方改善施設整備費補助金（隣保館）、社会福祉施設等施設整備費補助金（障害児・者施設、保護施設）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（高齢者施設）

記

1 送付書類

- ①社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況についてのフォローアップ調査について（依頼）（本事務連絡）
- ②回答様式 1～3（各社会福祉施設の所管部局別）
- ③（別添）調査対象施設一覧

2 提出書類

別紙回答様式 1～3 を作成の上、ご回答ください。

3 提出期限

令和元年 7 月 5 日（金）

※指定都市・中核市を含めて、都道府県において集計をお願いします。

4 留意事項

- ・令和元年 6 月 1 日の状況を記入する。
- ・社会福祉施設等を所管する厚生労働省各所管部局別（社会・援護局、障害保健福祉部、老健局）に回答を作成してください。
- ・回答様式に計上する施設は、「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認結果と安全対策の徹底について」（平成 30 年 12 月 17 日付け事務連絡）において公表した [(4) ブロック塀の安全性に問題が見つかった施設]、及び [前回調査時以降から今回のフォローアップまでにブロック塀等の安全性に問題が見つかった施設] とする。
- ・同一敷地内で複数の施設を運営している場合は、ブロック塀の位置関係や施設の利用実態に応じていずれか 1 つの施設で計上してください。
- ・集計のため、様式は変更せず必ずエクセルファイルのままご提出ください。

5 問い合わせ先

①社会・援護局関係施設について

厚生労働省社会・援護局総務課企画法令係

TEL: 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1（内線：2 8 1 5）

E-Mail: shakai-block@mhlw.go.jp

②障害保健福祉部関係施設について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係

TEL: 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1（内線：3 0 2 2）

E-Mail: shougai-kikaku@mhlw.go.jp

③老健局関係施設について

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

TEL: 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1（内線：3 9 2 7）

E-Mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

6 回答先

様式毎に以下の回答先にメールにて送付してください。

様式1（社会援護局関係施設）は、 shakai-block@mhlw.go.jp

様式2（障害保健福祉部関係施設）は、 shougai-kikaku@mhlw.go.jp

様式3（老健局関係施設）は、 kiban-seibi@mhlw.go.jp

(別添) 調査対象施設一覧 ※耐震化状況調査を基に作成

1. 社会・援護局関係施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 授産施設（生活保護法に基づく授産施設）
- (4) 宿所提供施設
- (5) 社会事業授産施設（(3)に該当するものを除く）
- (6) 隣保館
- (7) 生活館
- (8) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- (9) へき地保健福祉館
- (10) 地域福祉センター

2. 障害保健福祉部関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）
- (2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）
- (3) 障害者支援施設（(2)に該当するものを除く）
- (4) 療養介護事業所
- (5) 共同生活援助（自己所有物件）
- (6) 共同生活援助（賃貸物件）
- (7) 補装具製作施設
- (8) 盲導犬訓練施設
- (9) 点字図書館
- (10) 聴覚障害者情報提供施設
- (11) 障害児入所施設
- (12) 児童発達支援センター
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 福祉ホーム
- (16) 地域活動支援センター
- (17) 身体障害者福祉センター
- (18) 盲人ホーム

3. 老健局関係施設

※老健局関係施設については、調査票を確認の上、「自己所有物件」又は「賃貸物件」
のどちらかに必ず○を付けて回答してください。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）
- (4) 軽費老人ホーム（A型）
- (5) 軽費老人ホーム（B型）
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (7) 老人デイサービスセンター
- (8) 老人短期入所施設
- (9) 介護老人保健施設
- (10) 小規模介護老人保健施設（定員29人以下）
- (11) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (12) 小規模ケアハウス（定員29人以下）
- (13) 認知症高齢者グループホーム
- (14) 認知症対応型デイサービス
- (15) 介護予防拠点
- (16) 地域包括支援センター
- (17) 夜間対応型訪問介護事業所
- (18) 生活支援ハウス
- (19) 老人福祉センター（A型）
- (20) 老人福祉センター（特A型）
- (21) 老人福祉センター（B型）
- (22) 在宅複合型施設
- (23) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (24) 有料老人ホーム
- (25) 都市型軽費老人ホーム
- (26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (27) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (28) 介護医療院